

令和8年度（令和9年度整備分）協議受付方針【一般整備分】

1 対象法人

社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人

2 整備補助の対象とする事業所

共同生活援助事業所、短期入所事業所、障害者支援施設（既存施設の大規模修繕、改築に限る。）

3 優先的な整備補助対象

(1) 地域生活支援拠点事業所の整備

- ・地域生活支援拠点事業所の創設
- ・既存の共同生活援助事業所や短期入所事業所を改修し地域生活支援拠点事業所とするための大規模修繕等

※地域生活支援拠点事業所

共同生活援助に短期入所を組み合わせ、障害者基幹相談支援センター等と連携を図り、短期入所での緊急時の受け入れや共同生活援助の体験利用を行う事業所

- (2) 障害者支援施設入所者の地域生活移行のため、入所定員の見直しと併せた共同生活援助事業所又は短期入所事業所の創設
- (3) 障害支援区分4以上を主とし、強度行動障害のある方や医療的ケアを必要とする障害者の利用を可能とする体制を整える等、重度障害者の利用を想定し、開設後も高い利用率が見込まれる短期入所事業所の創設
- (4) 障害者支援施設の大規模修繕、改築（老朽化または個室化）
- (5) (1) を最優先とし、次に (2)、(3)、(4) のうち、真に緊急性・必要性の高い整備協議について補助を優先します。

4 留意事項

- (1) 日中活動系事業所の創設及び防災・減災に関する整備に該当しない大規模修繕等は整備補助の対象から除きます。
- (2) 上記3に掲げる整備において日中活動系事業所を合築する場合は、日中活動系事業所に係る部分を整備補助の対象から除きます。
- (3) 上記2に掲げる事業所のうち、共同生活援助または短期入所事業所で、老朽化が著しい施設等の改築や大規模修繕等については、個別に相談してください。
- (4) 都市計画法により災害レッドゾーン（災害危険区域（出水等）、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等）における新規整備については原則対象外となりますが、該当する場合については別途ご相談ください。なお、計画にあたっては、関係所管庁に事前に相談するなど、十分にご留意ください。

【参考】国土交通省HP

- 「安全で魅力的なまちづくりを進めるための都市再生特別措置法等の改正について」

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000070.html

- 「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について」

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001406990.pdf

5 協議手続き等

- (1) 協議書の提出期限

令和8年7月31日(金)

※協議書は、依頼のあった法人に提供します。

※協議を予定する法人は、事前相談を行っていただく必要があります。必ず事前に当課へ連絡し、相談日時の予約をしてください。

※借家・借地の場合、当該建物・土地所有者に対する補助は不可です。貸主からの承諾に基づき法人が工事契約を締結し整備を行う場合に、補助対象となります。

- (2) 地域生活支援拠点事業所は、別協議となります。募集の準備が整い次第、別途お知らせします。